

## 彩の国資源循環工場環境調査評価委員会（第1回）について

彩の国資源循環工場運営協定に基づいて実施した環境調査において、防災調節池に流入する直前の雨水排水から、平成18年10月に1.2ピコグラムTEQ/L、さらに、12月には6.1ピコグラムTEQ/Lのダイオキシン類を検出しました。雨水排水にはダイオキシン類濃度の基準はありませんが、いずれも水質環境基準（1ピコグラムTEQ/L）を超過しました。このため、県は予防的観点から、原因を把握するために追跡調査を実施しました。

今回、追跡調査等の結果について、また、運営協定に基づいて実施している環境調査結果の公表ルールについて合わせて報告し、審議頂きましたので概要をお知らせします。

なお、議事録を希望される方は、資源循環推進課代表メール（a3100@pref.saitama.lg.jp）あて御連絡ください。

- 1 開催日時 平成19年3月27日（火）午後1時30分～午後4時
- 2 会場 浦和東武ホテル 4F 明石
- 3 出席委員

区分	氏名	職名	委員長
専門家	吉本國春	東洋大学工学部教授	
	寺嶋均	（社）全国都市清掃会議技術部担当部長	
	村山武彦	早稲田大学理工学部教授	
地元代表	鳥塚守良	寄居町連合環境協議会会長	
	松本啓一郎	小川町木呂子地区環境対策協議会会長	

#### 4 議事概要

##### （1）ダイオキシン類の追跡調査結果について

###### 【事務局報告】

外部への影響及び蓄積の状況を確認するため、防災調節池の水質及び底質について、それぞれ1月31日及び2月7日に試料を採取してダイオキシン類を調査した。ダイオキシン類濃度は、水質で0.078ピコグラムTEQ/L（環境基準は1ピコグラムTEQ/L）、底質では0.70ピコグラムTEQ/g（環境基準は150ピコグラムTEQ/g）と環境基準を下回り、外部への影響及び蓄積は認められなかった。

雨水排水から検出されたダイオキシン類の原因を把握するため、道路側溝内の底質、周辺土壌及び循環工場9社の雨水枡内の底質について、ダイオキシン類を調査した。ダイオキシン類濃度は、0.11～120ピコグラムTEQ/gであり、いずれも底質環境基準を下回った。

比較的高濃度（120ピコグラムTEQ/g）を検出した底質のダイオキシン類は、雨水排水に検出されたダイオキシン類と構成が異なること、また、他の試料の濃度では降雨により流出したとしても、雨水排水のダイオキシン類濃度に影響しないことから、今回の調査結果から原因を特定するには至らなかった。

#### 【委員会としての意見】

雨水排水からダイオキシン類が検出されたことについては、再度調査を実施する必要がある。雨水排水が集積するポイントを設定して調査し、その結果から疑わしい地点を絞り込んで調査することが適当である。

かつて水田除草剤として使用された農薬の一部には、不純物としてダイオキシン類が含まれていた。このことが、雨水排水から検出されたダイオキシン類の要因と考えられないか、確認する必要がある。

### (2) 運営協定に基づく環境調査（結果の公表）について

#### 【事務局報告】

運営協定に基づく環境調査については、従来より埼玉県ホームページに結果を掲載して公表しているが、関係課所と協議の上、新たに結果の評価を含めた公表ルールを、平成19年2月14日に定めたところである。この中で、「速やかに」「わかりやすく」掲載することとしていることから、この点についてご意見を頂きたい。

現在、環境整備センター「資源循環工場」のホームページで調査結果を公開している。「実施内容」、「結果概要（結論）」及び「次回予告」を掲載し、リンクにより詳細が表示されるようにしている。

関連する調査結果については、運営協定に基づく環境調査以外であっても公表しており、先ほど報告した追跡調査結果も掲載している。

#### — 公表ルール —

- 1 次の場合には、ただちに（24時間以内）寄居町及び小川町に報告すると同時に記者発表します。
  - （1）測定結果が環境基準を超えたとき
  - （2）原因を特定したとき
  - （3）原因者に改善対策や操業停止などの措置を講じさせたとき
- 2 すべての測定結果については、すみやかに埼玉県環境整備センター、寄居町役場、小川町役場に掲示し、同時に埼玉県のホームページにわかりやすく掲載します。
- 3 新たに外部有識者による評価委員会を設置し、環境調査の結果、超過原因の特定及び改善対策などについて評価を求めます。

#### 【委員会としての意見】

運営協定に基づく環境調査結果の評価・判断基準について、周辺環境調査の結果は、環境基準により評価するのが適切と考えられる。これに対して防災調節池の水質あるいは流入する雨水排水について、環境基準を直ちに適用することは厳しすぎるのではないかという考え方もあり、意見の分かれるところである。

これまでの発表と整合をとるため、従来どおり環境基準により評価することは適切ではあるが、“ 予防的な観点から環境基準により評価する ” など、県の考え方を明確にする必要がある。

試料採取時の天候等、特に雨水排水調査にあっては降雨状況等も併せて掲載する。

定量下限値未満の測定結果については、その旨がわかるよう、表記の方法を工夫する。

#### 5 今後の対応

今回の評価委員会における意見を踏まえ、県では雨水排水から検出されたダイオキシン類の原因究明調査を実施するとともに、測定結果や環境基準により評価することについて、分かりやすい説明を加えます。